

監 修:白井市市民経済部市民安全課

発行元:白井市教育委員会(教育部生涯学習課 492-1111 内 3432)

平成26年1月発行

「家庭教育通信」は、子どもたちの健やかな成長を願い、よりよい家庭教育について、皆で考え行動することを目指して、白井市教育委員会が情報を発信するものです。

『交通事故』加害者にも被害者にもならないために

平成20年9月に、神戸市北区の住宅街の坂道で、自転車と歩行者の衝突事故が起きました。当時11歳だった少年は帰宅途中ライトを点灯し、マウンテンバイクで坂を下っていて、知人と散歩していた女性に気づかずに正面衝突。女性は、頭を強打。一命は取り留めたものの意識は戻らず、今も寝たきりの状態が続いています。この事故をめぐる裁判で、平成25年7月に出た判決では少年の母親に9500万円の賠償を命じられています。

裁判官は事故当時、男子児童がヘルメットを着用していなかったことなどから「(母親が)十分な指導や注意をしていたとはいえ、監督義務を果たしていなかったのは明らか」として保護者の責任を認めています。

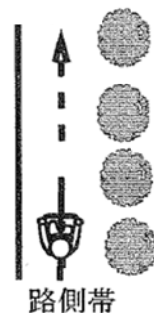
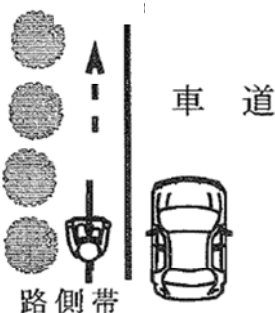
「保険に加入していれば」という声もあるでしょうが、母親の十分な指導があれば、この事故を防げたかもしれません。

改正道路交通法等の一部改正がありました

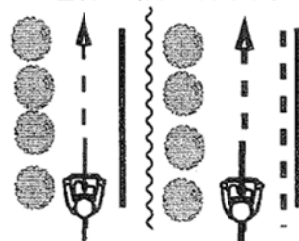
通勤・通学の手段としての自転車の活用や、エコや健康ブームによる自転車の普及など、自転車をめぐる環境がここ数年で劇的に変わっています。その影響もあって、改正道路交通法の一部が平成25年12月1日に施行され、自転車についても、路側帯の通行を車道と同じ左側に統一し、ブレーキがない場合には、警察官が整備や運転中止を命令できるように変わりました。自転車をよく活用する子どもの為にも、自転車をめぐる交通ルールやマナーに対してしっかりとアンテナを張っていくことが大切です。

自転車による道路右側の路側帯通行の禁止

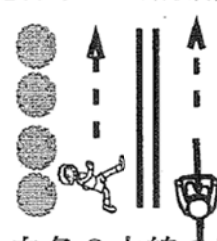
○ 左 × 右



通行可能な路側帯



通行不可の路側帯



白色2本線の路側帯は歩行者専用

加害者として子どもが関与する事例もありますが、被害者として子どもが巻き込まれることもあります。

千葉県警のホームページには子どもの事故に関する様々なデータが掲載されているページ (http://www.police.pref.chiba.jp/safe_life/prevent_traffic/safety_child/) があり、そこでは以下のようにまとめられています。

- ・低年齢の子どもほど、事故に遭うことが多い。
- ・午後3時台から午後6時台（夕暮れ時）に事故に遭うことが多い。
- ・友達の家などに遊びに行く時や登下校中に事故に遭うことが多い。
- ・自転車の事故は、安全確認をしていれば防げたものが多い。
- ・歩行中の事故では、飛び出しが多い。



大切なこと

- ・低年齢の子どもに対しては、なるべく保護者の方がついてあげる。
- ・高学年の子どもに対しては、安全確認を習慣づけて危険を回避できるよう日頃から指導をしていく。

加害者にせよ被害者にせよ事故による様々な損失（時間やお金、精神的なものなど）は誰にとっても望むものではありません。悲しい思いをしないためにも、常日頃から交通ルールとマナーをご家庭の中でしっかりとお子様に教えていくようにしましょう。

また市では職員が学習会場へ直接お伺いして、お話しをする「なるほど行政講座」を実施しています。講座メニューの中には『防犯・交通安全講話』をテーマにした講座もございます。是非自治会、PTA、学習グループ及び学校で行う研修会として活用を検討してみてください。

